

全 住 協 第 1 7 号
令 和 3 年 4 月 1 2 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米 山 篤 史

【一部改正】「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を踏まえた住宅ローン減税等の適用要件の弾力化に係る措置の適用を受けるために必要な手続きについて」

昨年5月1日付け全住協第52号にて周知した新型コロナウイルス感染症に係る対応としての住宅ローン減税等の適用要件の弾力化の必要な手続きについては、令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として規制改革推進会議が提示する基準に照らして、順次必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ、その内容が一部改正されましたのでお知らせします。

記

1. 主な改正内容

「入居時期に関する申告書兼証明書」において、契約事業者及び申請者に対し求めている押印を不要とする。

2. 通知等資料

- (1) 【改正通知】新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた住宅ローン減税等に係る措置の適用を受けるために必要な手続きについて
- (2) 【別紙】（見え消し）新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた住宅ローン減税等に係る措置の適用を受けるために必要な手続きについて

※(1)(2)は全住協ホームページに掲載

https://www.zenjukyo.jp/archives/new_info/gyosei/data/210401COVID-19_loan.pdf

3. 参考文書

令和2年5月1日付け全住協第52号

「新型コロナウイルス感染症に係る対応について(住宅ローン減税等の適用要件の弾力化の必要な手続き)」

https://www.zenjukyo.jp/archives/new_info/gyosei/data/200501COVID-19_loan.pdf

4. 問合せ先

(一社) 全国住宅産業協会 担当：澁田 TEL 03-3511-0611

以 上